

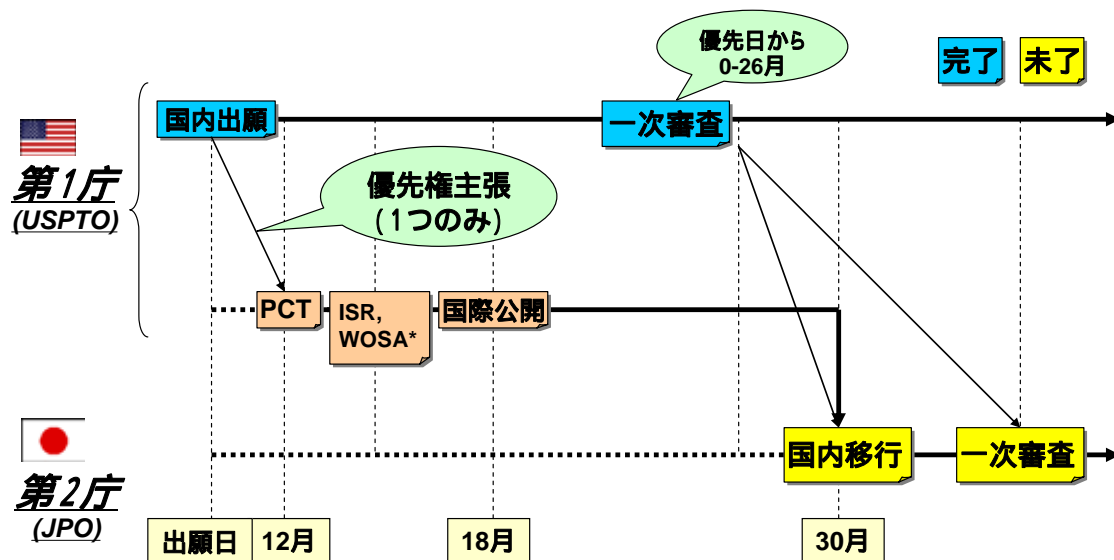
米国特許商標庁を第1庁、日本国特許庁を第2庁とする場合

1. 試行の対象

米国特許商標庁を第1庁、日本国特許庁を第2庁とする可能性のあるPCT出願であって、米国特許商標庁への試行の利用の申出時に、下記の(1)~(4)を全て満たし、申出後に米国特許商標庁に選定されたものが、新ルートの模擬的試行の対象となります。

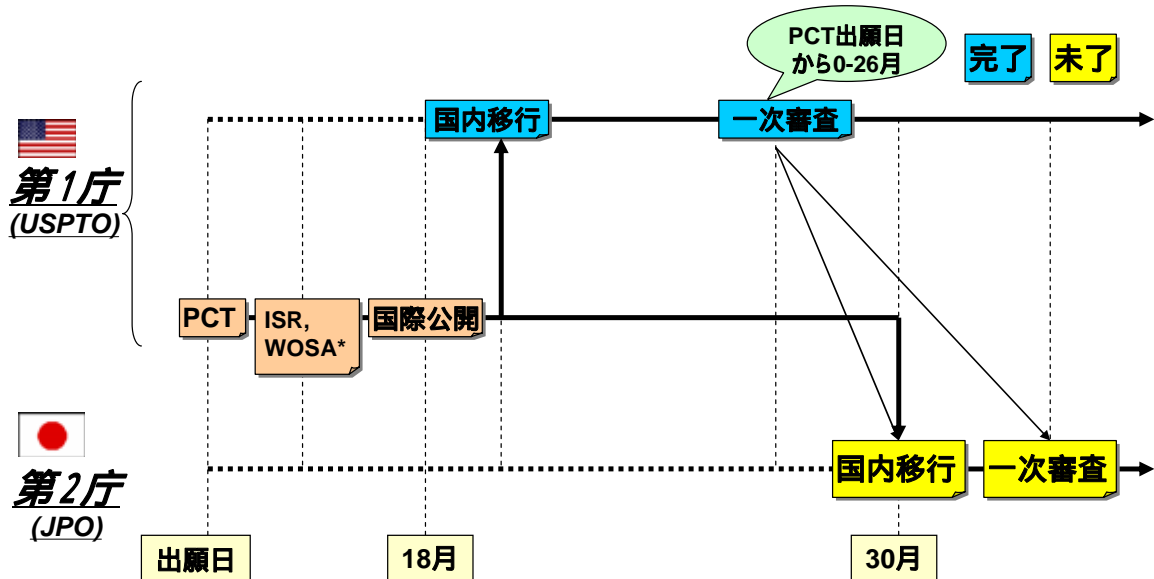
- (1) 優先権基礎出願が米国出願である、PCT出願。又は、優先権主張を伴わない米国特許商標庁を受理官庁とするPCTの直接出願であって、同庁(米国)に国内移行している。
- (2) 日本国特許庁に国内移行していない。
- (3) 米国特許商標庁によるファースト・オフィス・アクション(一次審査)が、優先日(優先権基礎出願の出願日又は国際出願日)より0~26月の間になされている。
- (4) PCT出願の優先権基礎出願が一つのみ。(複合優先ではない。)

対象案件の一例(優先権基礎出願が米国出願のPCT出願)



*国際調査機関による見解書 (Written Opinion by ISA)

対象案件の一例（優先権を伴わない米国特許商標庁へのPCTの直接出願）



*国際調査機関による見解書 (Written Opinion by ISA)

2. 申出方法

上記の1.(1)～(4)を全て満たす出願について、新ルート of 模擬的試行の利用を希望する場合には、最初に米国特許商標庁に、試行の利用の申出を行い、試行対象案件の選定の通知を受けてください。なお、米国特許商標庁への申出方法の詳細については、次のURLをご参照ください。

http://www.uspto.gov/web/patents/pph/newroute_jpo.html

ただし、選定通知の有無にかかわらず、日本国特許庁への国内移行手続は可能ですので、同試行の対象案件となるか否かにかかわらず、日本への国内移行を希望される場合は、PCT出願の国内移行期限（優先日（出願日）より30か月）までには、同手続をとってください。

次に、米国特許商標庁に選定された出願について、日本国特許庁へ新ルートの模擬的試行の利用を申し出る場合には、「上申書」を提出してください。

該上申書には、米国特許商標庁により選定された新ルート模擬的試行の対象案件である旨を記載の上、必要な場合には、米国での審査経過書類を添付して下さい（米国での審査経過情報が、PAIR¹から参照可能な場合には、添付の必要はありません）。

¹ <http://portal.uspto.gov/external/portal/pair>

また、試行の結果を適当な期間内に得るため、試行対象案件については早期に審査着手することとしております（ただし、日本国特許庁で審査を受けるには審査請求が必要です）が、以下の場合には、より早くに審査着手が行えますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

国内書面、 翻訳文、 審査請求書、 上申書、を同日にオンラインで提出していただいた場合（国際出願番号で手続をしてください）。

3．試行の終了

日米新ルート of 模擬的試行は、試行対象案件が50件に達した時点、または試行開始（平成20年1月28日）から1年を経過した時点のどちらか早い方で終了します。

（了）

(参考) 米国特許商標庁を第1庁、日本国特許庁を第2庁として、新ルートの模擬的試行の利用を申し出る際の【上申の内容】の記載例

(1)(US出願の経過情報がPAIRから参照可能な場合)

【上申の内容】

本出願は、米国特許商標庁による試行対象案件の選定を受けて、日米新ルートの模擬的試行利用の申出を行うものである。

(2)(US出願の経過情報がPAIRから参照可能でない場合)

【上申の内容】

本出願は、米国特許商標庁による試行対象案件の選定を受けて、日米新ルートの模擬的試行利用の申出を行うものである。

【提出物件の目録】

【物件名】対応する米国出願に対し米国特許商標庁から通知された 月 日付け
ファースト・オフィス・アクション 1

【物件名】審査の対象となった特許請求の範囲の写し 1

【添付物件】

【物件名】対応する米国出願に対し米国特許商標庁から通知された 月 日付け
ファースト・オフィス・アクション

【内容】

(写しを添付して下さい。)

【物件名】審査の対象となった特許請求の範囲の写し

【内容】

(写しを添付して下さい。)